

REFLECT HALL 及び REFLECT STUDIO スタジオライブ概要書

不特定ユーザーが動員する催しは規模の大小に関わらず一切本書が適応されるものと定めます

スタジオライブ利用者は、REFLECT HALL 及び REFLECT STUDIO が別に定めるスタジオ利用規約と本書が定める概要、規約に基づいて利用する必要がある。

① 【システムについて】

- ・ REFLECT HALL は、貸切で使用して下さい。
- ・ **キャンセル料金は本決定後、如何なる理由でも100%のライブホール利用代金が発生します。**
- ・ **本決定後の時間の変更や、パックの変更（延長は可）も100%のホール利用キャンセル代金が発生しますのでご注意ください。**
- ・ 催事詳細内容は貸切日より前の月の10日までにご連絡ください。（メールでも可）
- ・ 必ず当日の確定したタイムテーブルを3週間前までに当店に提出して下さい。（メールでも可）

※遂行が困難そうなタイムテーブルの場合、担当より再度修正のご連絡をします

② 【使用時間について】

・ REFLECT HALL の利用可能時間帯は、※9：00（平日は10：00）～23：00となります。（延長時間も含む、※開始時間が早朝の場合はお問い合わせください）

③ 【料金について】

- ・ 別に REFLECT HALL 及び REFLECT STUDIO が定める料金表に基づく

④ 【機材破損や、設備、内装について】

- ・ スタジオライブの最中または行われた後、機材の破損や、内装、設備、備品等の破損、紛失、催事における事故がみられた場合、出演者様、お客様の行為も含め、如何なる場合でも当スタジオは主催者に100%の賠償弁償金を請求します。
- ・ 当ビル自体の破損、落書き等、ビルの管理、運営に不具合が生じる場合、故意であるないに関わらず相応の賠償金をお支払頂きます。

⑤ 【禁止事項について】

- ・ リフレクトホール及びスタジオ内所定の場所以外での喫煙は厳禁とする
 - ※アルコール以外のキャップ付き飲料のみ持込み可
- ・ 出演者様、来場者様にも十分ご説明していただくよう、よろしくお願ひします。
- ・ 新栄店1F2F、今池店3F～5Fロビーはリハーサルスタジオご利用のお客様専用となる為、使用を禁ずる。
 - ・ 火器の使用を禁ずる。
 - ・ 当スタジオビル外まわりにおいて、たむろう、大声で叫ぶ、集会等の行為を厳禁とする
 - ・ 天井高が低い為、破損を予測できるような過激な演奏パフォーマンスを禁ずる
 - ・ その他、危険とみなされる行為は全て禁ずる
 - ・ ステージ上、フロア、壁などにガムテープ（剥がしたあとに粘着物が残るもの）の使用を禁ずる

※養生テープなどをご利用ください。

- ・ 当社が危険であると判断した危険物の持ち込み、使用、および付随する行為を厳禁とする。
- ・ 未成年へのアルコール提供は厳禁とする。
- ・ 基本的に当社スタッフの指示を優先し、当社スタッフの指示に従うこと。

※催事中止により、お客様、出演者、主催者側に損害が生じても当店は一切その賠償の責任を負いません。

⑥ 【駐車場について】

申し訳ございませんが、スタジオライブご利用者様には駐車場の無料サービスは適応されません。

※当社及び、近隣の建物の前に駐車しない。（機材搬入、搬出時は可能ですが、すみやかに行ってください。）

※※新栄店の場合、土曜日曜は徒歩3分程の国道19号沿い広域500mお車が無料でお停め頂けるよう市より定められております。道路交通法を厳守の上、是非そちらもご利用ください。尚、平日は駐車禁止区域となっておりますのでご注意ください。

⑦ 【ポイントの付与について】

REFLECT STUDIOのポイントカードは、リハーサルスタジオで練習をされるお客様向けのカードです。スタジオライブのご利用につきましては、ポイントは付与されませんので、ご了承下さい。また、スタジオ料金の割引券等の使用も不可能となっておりますのでご了承下さい。

⑧ 【人数制限について】

REFLECT HALL 新栄店及びREFLECT HALL 今池店で催しものをする際は演者様スタッフ様含め上限が100名（着席の場合は60名）となっておりますのでご注意ください。

新栄店のみチケット販売、チケット配布枚数につきまして、上限80枚までとさせていただきます。
お客様総数が80名を超える場合、イベントをその場で中止させていただくことがございますので予めご了承くださいませ。

⑨ 【ゴミの収集について】

スタジオライブにおいてのゴミ収集はしておりません。

ドリンクの空き缶、空き瓶、その他持ち込みフードで出たゴミ類につきましては、必ずお持ち帰りいただくようお願いしておりますので、ゴミ袋をご持参いただくか、また受付にて1枚¥500で販売しておりますので、ご利用下さい。ゴミ収集についてマナーに違反した場合は罰金¥10,000-を別途お支払いいただきます。

※イベント終了後主催者の方へスタッフ付き添いで見回りをお願いしております。予めご了承下さい。

普段は練習スタジオとして稼働しています。持ち込みは大丈夫ですが、その中でも主催者様には細心の注意を計っていただく譲歩の程、何卒宜しくお願い致します。

本規約はスタジオライブ遂行に伴い、予告なく変更する事が可能です。

（その都度主催者様には変更点を伝える義務がリフレクトスタジオにある。）

上記全ての事項について少しでも反する行為がみられた場合、上記以外の事例でもスタッフの判断により、目に余る行為がみられた場合、即イベント中止となります。

【お願い事】

当スタジオはリハーサルスタジオをメインとした施設である事をご理解いただき、一般のリハーサルのお客様の迷惑につながる行為はお控え願います。

REFLECT STUDIO 新栄店 スタジオライブ **6F** エリアシステム説明書

特権：スタジオライブ専用として設計増設されたライブスペースの為、あらゆるライブスタイルに適應した環境が揃っています。ステージ、PA、照明設備など、スタジオライブの最上級空間実現。

さらに使用面積計100帖に及ぶ大スペースによりキャパMAX100人を達成。
多目的なイベントにお応えします。

【エリアについて】

・スタジオライブを催す場合は6FにおけるD s t 1、D s t 2の貸切パックで予約する必要があります。

D s t 2をライブ会場、D s t 1を楽屋としてご利用いただくことが可能です。

- ・またスタジオのトイレをお使いいただけます。
- ・6F～屋上までの階段スペースがご利用いただけます。

【ご利用時間保障について】

スタジオライブのご利用にあたり、最低5時間からの予約となります

【飲食物販について】

ブース出展や、飲食の販売につきましては、衛生面と消防の兼ね合いにより内容とのご相談とさせていただきます。一重にお断りはしておりませんので一度ご相談ください。

【人員について】

音響・照明オペレーターが1名兼任で付きます。

受付スタッフやステージスタッフなど、PA以外のスタッフが必要な場合はすべてイベント主催者側で手配してください。

※また、照明の事前要望等の指定がある場合は、別途照明専任者をオプションで追加頂けます。

(照明専任者オプション料金¥25,000-)

以下に当てはまる場合は、別途照明専任者をご用命ください。

- ・当日の照明の吊り直しや、データの入れ込み要望など現状復帰が必要な場合。
- ・Aメロ、Bメロ、秒数指定など緻密な指定がある場合。
- ・照明が演出のメインになり得る演目に関して内容相談が必要な場合。

(例：ファッションショー、演劇、ミュージカル、照明がバンドパフォーマンスの一部となる場合) 等。

■基本料金表

※D s t 1、D s t 2両部屋を含むパックとなります

＜音響・照明オペレーター付き 1名兼任＞※音響機材持込み、専属PAの場合も同様です

全日料金

5hパック	¥75,700
8hパック	¥89,800
10hパック	¥99,000

※万が一、予約時間を1分でも超過してしまった場合は、超過料金として1時間**10,800円**となります

【オプションサービス一覧】

■パイプ椅子・・・10脚まで無料 11脚目より1脚100円 ※脚数は最大60脚となります。必要予めご相談ください。

■長机・・・3台まで無料(ご用意出来る最大数が3台となります)

■冷蔵庫使用・・・ホール常設の冷蔵庫ご利用希望の場合、別途ドリンクパックのご利用が必須となります。

詳しくは、ドリンクパックについて。に記載。

■録画・・・無料 ※ビデオカメラ (SONY MV-1) を貸出できます 使用の際はmicroSDカードを必ず持参してください

■機材レンタル・・・料金はリハーサルスタジオオプションレンタルに基づく※リフレクトスタジオHP参照

※プロジェクターとスクリーンは用意しておりませんので、主催者様でご用意いただきますようお願いいたします

6Fエリア常設機材以外の機材をレンタルされる場合は事前に必ずお申しつけください

■チケット作成・・・1枚¥20にて作成できます (80枚まで)

■ドリンクサービス

ドリンクサービスを利用料5400円(税込)にて、冷蔵庫の中に入っているドリンク飲み放題のドリンクサービスをご利用頂けます。

(冷蔵庫利用料が含まれます)

ドリンク内訳パターン①

ペットボトルの水500ml×20本

瓶ジュース200ml×30本(内訳：コーラ10本、オレンジ10本、ジンジャーエール10本)

ドリンク内訳パターン②

ペットボトルの水500ml×50本

のいずれかのパターンからお選び頂けます。

・ドリンクの追加に関して

ドリンクが50本以上必要な場合は、事前打ち合わせにて本数をお申し出頂ければ、1本100円にて追加可能です。

但し、当日の追加は承れませんので、予めご了承下さい。

・ドリンクサービスのドリンクの利用に関して。

販売、配布、ステージドリンクとして利用する等主催者様に自由に設定、利用して頂けます。
販売される場合の売価の設定に関して、主催者様に自由に設定して頂けます。。

また、このドリンクサービスをご利用頂けない場合は、ホール常設の冷蔵庫はご利用頂けません
のでご注意ください。

REFLECT HALL 今池店 スタジオライブ 2F エリアシステム説明書

あらゆるライブスタイルに適応した環境が整っています。

ステージ、PA、照明設備など、スタジオライブの最上級空間実現。

さらに使用面積計100帖に及ぶ大スペースによりキャパMAX100人（着席スタイルの場合は60人
になります）を達成。多目的なイベントにお応えします。

【エリアについて】

- ・スタジオライブを催す場合は2Fにおける貸切パックで予約する必要があります。
- ・2Fフロアのトイレを専用としてお使いいただけます。
- ・1F楽屋の使用が可能です。

【ご利用時間保障について】

スタジオライブのご利用にあたり、最低5時間パックからの予約となります

【飲食物販について】

ブース出展や、飲食の販売につきましては、衛生面と消防の兼ね合いにより内容とのご相談とさせていただきます。一重にお断りはしておりませんので一度ご相談ください。

【人員について】

音響・照明オペレーターが1名兼任で付きます。

受付スタッフやステージスタッフなど、PA以外のスタッフが必要な場合はすべてイベント主催者側で手配してください。

※また、照明の事前要望等の指定がある場合は、別途照明専任者をオプションで追加頂けます。

(照明専任者オプション料金¥25,000-)

以下に当てはまる場合は、別途照明専任者をご用命ください。

- ・当日の照明の吊り直しや、データの入れ込み要望など現状復帰が必要な場合。
- ・Aメロ、Bメロ、秒数指定など緻密な指定がある場合。
- ・照明が演出のメインになり得る演目に関して内容相談が必要な場合。

(例：ファッションショー、演劇、ミュージカル、照明がバンドパフォーマンスの一部となる場合) 等。

音響・照明オペレーターが1名兼任で付きます。受付等はお客様で手配してください。

■基本料金表

<音響・照明オペレーター付 (1名兼任) > ※音響機材持込み、専属PAの場合も同様です

全日料金

5hパック	¥75,700
8hパック	¥89,800
10hパック	¥99,000

※万が一、予約時間を1分でも超えてしまった場合は、超過料金として1時間**10,800円**となります。

【オプションサービス一覧】

■パイプ椅子・・・10脚まで無料 11脚目より1脚100円 ※脚数には限りがあります。予めご相談ください。

■長机・・・3台まで無料(ご用意出来る最大数が3台となります)

■冷蔵庫使用・・・ホール常設の冷蔵庫ご利用希望の場合、別途ドリンクサービスのご利用が必須となります。

詳しくは、ドリンクサービスについて。に記載。

■録画・・・無料 ※ビデオカメラ (SONY MV-1) を貸出できます 使用の際はmicroSDカードを必ず持参してください

■機材レンタル・・・料金はリハーサルスタジオオプションレンタルに基づく※リフレクトスタジオHP参照

2Fエリア常設機材以外の機材をレンタルされる場合は事前に必ずお申しつけください

■チケット作成・・・1枚¥20にて作成できます（80枚まで）

■ドリンクサービス

ドリンクサービス利用料5400円（税込）にて、冷蔵庫の中に入っているドリンク飲み放題のドリンクサービスをご利用頂けます。

（冷蔵庫利用料が含まれます）

ドリンク内訳パターン①

ペットボトルの水500ml×20本

瓶ジュース200ml×30本（内訳：コーラ10本、オレンジ10本、ジンジャーエール10本）

ドリンク内訳パターン②

ペットボトルの水500ml×50本

のいずれかのパターンからお選び頂けます。

・ドリンクの追加に関して

ドリンクが50本以上必要な場合は、事前打ち合わせにて本数をお申し出頂ければ、1本100円にて追加可能です。

但し、当日の追加は承れませんので、予めご了承下さい。

・ドリンクサービスのドリンクの利用に関して。

販売、配布、ステージドリンクとして利用する等主催者様に自由に設定、利用して頂けます。

販売される場合の売価の設定に関して、主催者様に自由に設定して頂けます。。

また、このドリンクサービスをご利用頂けない場合は、ホール常設の冷蔵庫はご利用頂けませんのでご注意ください。

〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄1-32-31 E-レクトビルA 5F、6F REFLECT HALL 新栄店

TEL：052-252-0328

〒464-0850 愛知県名古屋市千種区今池4-13-7 E-レクトビルC 2F REFLECT HALL 今池店

TEL：052-733-8810

別紙に定める概要書、規約書、フロア別に定める説明書、また上記全ての事項を守り、スタジオライブとしてREFLECT HALL 新栄店、今池店を利用することに同意します。

利用規約

第1条 利用規約について

リフレクトホール（以下「ホール」という。）の利用申込者（以下、「利用者」という。）は、以下の事項について確認、及び承諾し、ホールを利用しなければならない。

1. ホールは、株式会社E-レクト（以下「所有者」という。）が所有し、リフレクトスタジオ（以下「運営者」という。）が管理、運営するものである。
2. ホールの利用に際しては、利用者と運営者の間でホール利用契約（以下「利用契約」という。）を締結する必要がある。
3. 所有者は、ホールの躯体の安全性以外の責任を負わない事。
4. 本利用規約（以下「本規約」という。）及び関係法令を厳守し、利用者の従業員・履行補助者・作業員等の関係者等（以下、併せて「利用関係者等」という。）及び来場者・観客・顧客（以下、併せて「来場者等」という。）にも遵守させること。
5. 利用者は、使用契約締結後、本使用規約に従い、運営者の指示のもとホールの利用を行うこと。

第2条（所有者の権利保護）

所有者の利益・権限を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者によりあった場合、所有権の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承する。

第3条（反社会的勢力の排除）

運営者及び利用者は、それぞれ相手側に対し、次の各号の事項を確約する。

1. 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会勢力」という。）ではない事。
2. 利用目的が暴力団その他社会的団体の勢力を誇示するためであったり、これらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的団体を援助・助長し、またはその運営に資するものでないこと。
3. 運営者及び利用者は、反社会勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方に前項の確約に依拠して利用契約の締結及び履行するものであることを確認する。

第4条（利用可能施設）

利用者が各種の催事の為に利用することができるホール施設は、

- ・新栄店6Fホール内・6F楽屋・4.5F.5.5F化粧室・3.5F更衣室・6Fホール前受付スペース（喫煙可）
- ・今池店2Fホール内、2Fステージ袖・2F受付、受付前スペース・2F化粧室・2F～3F階段喫煙スペース・3F,4F化粧室・5F更衣室・1F楽屋に限る。

1. 利用者は、前項の諸施設のうち一部の施設を利用しない場合にでも、利用料の減額を請求することはできない。
2. 利用者は、第1項の諸施設に付帯する設備を使用できる。但し、この場合の使用料その他の使用条件については第13条の定めに従う。

第5条（予約申込及び契約）

1. ホールの営業日は、年末年始を除き、原則として年中無休とする。所有者の行事の開催、ホールの施設・設備の点検等のため休業する場合がある。
2. 予約申込みの受付開始日は、第7条に定める利用期間の開始日の1年前の日以降とする。
3. 利用者は、申込みの際、利用者の概要、催事目的、内容（以下、併せて「催事内容等」という。）を運営者に伝えなければならない。運営者及び所有者は、催事内容等を本規約等に照らし、利用の可否を決定する。
4. 利用者は、利用契約締結の意志のある場合は、その旨を運営者に連絡し、所定の申し込みフォーム（利用契約書）に記入の上運営者に提出しなければならない。運営者に申し込みフォーム（利用契約書）からの申し

込みが届き、運営者の了承を持って利用契約成立とする。

第6条 (利用方法について)

利用者によるホールの利用方法は、ビジネス利用とエンターテイメント利用のいずれかとする。

・ビジネス利用とは、主にビジネスを目的とした利用であり、以下に適合するものとする。なお、次項のエンターテイメント利用に定まらないものは全てビジネス利用とみなす。

1. 営利目的及び非営利目的に関係なく、ビジネスを主とした展示会、個展、プレス発表会、ファッションショー、セミナー、会議、講演会、式典、シンポジウム、株主総会、セール、卒業展、パーティー等。

2. 上記1の適合に関わらず、運営者がビジネス利用と承認したもの。

・エンターテイメント利用とは、興行を目的とし一般の聴衆に一般チケットを販売し、以下に適合するものとする。

1. 音楽コンサート、歌舞伎、舞踊、寄席、演劇等の興行。

2. 上記1の適合に関わらず、運営者がエンターテイメント利用と承認したもの。

第7条 (利用期間及び利用料)

・利用期間とは、利用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して利用場所から退出する時間までの期間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品(椅子、長机等)が所定の位置に収納されることを含み、利用場所(ホール、楽屋、受付等)に付帯備品が何もない状態をいう。

1. 利用者は、ホール利用費にて、最低5時間以上の利用にて利用可能な利用形態で利用する。利用者は利用予定時間を利用契約に記載する。

2. ホール利用費での利用に際し、延長が必要な場合は、準備、設営、撤去など使用用途に関わらず、別紙に定める延長料を適用する。なお延長は運営者の了承を得た場合に限り可能とする。

3. 利用料金の総額は、ホール利用費(延長料・機材費・人件費(音響、照明等)・飲食費(ドリンク))とする料金表は別紙に定める。

4. 利用時間は、以下の利用時間内とする。利用者は以下の時間帯より利用時間を選択し、所有者及び運営者の承諾を得る。

平日(月～金) 午前10時～午後11時の間

土日 午前9時～午後11時の間

第8条 (利用料金の支払い方法)

利用者は、基本的に所定の利用料金を利用日当日に所有者にキャッシュで支払う。

第9条 (利用料不払いの場合の措置)

1. 利用契約締結後、利用者が前条に定める支払日に所定の利用料金を支払わなかったときは、事由の如何に関わらず、利用料金合計の全額を運営者が債権として保有し、利用者に対し請求することができる。また利用料金とは別に所有者及び運営者が被った損害を利用者に対し、請求することができる。

第10条 (利用者が解約を申し入れた場合の措置)

1. 利用契約締結後、利用者が解約を申し入れた場合、事由の如何に関わらず利用料金合計の全額をキャンセル料として所有者及び運営者に支払う。

第11条 (催事の運営及び警備等)

1. 利用者は、当日の運営責任者を、利用開始日の1ヶ月前までにホール運営者に伝えなければならない。

2. 前項の責任担当者は、利用期間中、ホールに常駐しなければならない。

3. 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用場所を使用し、全て自らの責任と費用にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備及び催事終了後の原状回復作業を行う。

4. 利用者は、利用開始日の1ヶ月前までにホールを利用するに当たって必要な受付、人員整理、誘導、特別来場者及び警備を、全て自らの責任と費用にて行う。

5. 利用者は、ホール、ホール周辺及び本建物内、本建物周辺における観客の誘導を、運営者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じなければならない。

第12条 (付帯設備の使用及びその利用料等)

1. 利用者が、ホールに設置された所有者所有の付帯設備の使用を希望するときは利用開始日の1ヶ月前までにその詳細(スケジュール、プログラム、会場設営、搬入出経路、案内板位置、使用設備等)について運営者と打ち合わせし決定すること。この場合、使用可能な付帯設備は運営者が指定し、利用者は、使用方法、使用時間、利用料金及びその支払い方法、使用期日その他に関して全てホールの定めに従うこと。

2. 利用者は、会場内での施工がある場合は、1ヶ月前までに施工図面、仕込み図、電気図面を運営者に提出し、施工内容について運営者と打ち合わせし、運営者の承諾を得なければならない。なお、運営者は、施工等に際してホール及びホール周辺に迷惑を及ぼす騒音・振動・異臭等を伴う場合、本建物に損傷を与える恐れがある場合及び所有者が施工等の制限・中止を申し入れた場合には、施工前施行中に関わらず施工時間を制限し、もしくは施工等を中止させることができる。なお、利用者は、会場内における施工または物販の搬入時にホール、本建物及びこれらに付帯する諸設備等を汚損・破損する恐れのある場合は、所有者及び運営者の指示に従い、利用者の責任と費用負担において養生等の措置を取らなければならない。

3. 利用者が、外部の音響・照明・映像等の業者を使用する場合は、別紙に定める技術・立会料を運営者に支払うとともに、利用日以前に運営者と業者が打ち合わせを行い、利用期間中は運営者の指示に従わなければならない。

4. 利用者は、付帯設備及び備品を利用する場合は、利用開始前に設置の数量・破損状況を運営者と事前に確認しなければならない。

第13条 (広告または看板等の掲示)

1. ホール近辺での広告及び看板・のぼり等の設置、チラシその他の宣伝物の配布を禁止とする。但し、利用開始前にその詳細を運営者に申し入れ、運営者及び所有者の承諾を得た場合は、その限りではない。

2. 前項において承諾を得た場合、利用者は、掲示する場所、掲示の方法を運営者の指示に従い、必要な行程を全て自らの責任と費用にて行い、利用期間満了までに自らの責任と費用で撤去し、原状回復をしなければならない。

3. 利用者は、運営者に対し、ホール近辺に既に存在する広告または看板等の取り外しや削除を要求できない。

第14条 (撮影及び放映・放送等)

1. 利用者は、ホールにて録画、録音または撮影(以下「本件撮影等」という。)をするときは、利用開始日の前日までに、本件撮影等の目的、使用する機材について、運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。

2. 利用者は、本件撮影等によって作成した映像もしくは画像（以下「画像等」という。）の放映、上映、放送、配信、出版、製品化など（以下「放映等」という。）を希望するときは、事前にその詳細を運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。映像等を二次使用する場合も同様とする。
3. 利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、ホールの景観及び広告物の映像に変更、切除その他の改変を加える事はできず、これらの告知の内容及び方法は、利用者と運営者が協議して定める。
4. 利用者は、運営者の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを厳守させなければならない。

第15条（利用者による医師および看護師の派遣）

1. 利用者は、自らの費用と責任で、必要に応じて、医師または看護師をホールに派遣し、その旨を運営者に報告する。
2. 所有者および運営者は、事由の如何に拘わらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しない。

第16条（運営者の承諾を要する事項）

利用者は、ホール近辺にて次の事項を行う場合は、事前にその詳細を所定書面にて運営者に申し入れ、運営者の承諾を得る。

1. チラシその他の宣伝物の配布。
2. 撮影、録画または録音。
3. 誘導、案内係の配置。
4. 警備、安全体制。

第17条（利用権の譲渡禁止）

利用者は、使用契約上の地位または当該地位に基づく権利義務を第三者に譲渡もしくは転貸できない。

第18条（禁止事項）

利用者は、下記の行為をしてはならず、また、利用関係者等及び来場者等にこれらを行わせてはならない。

1. 運営者の承諾なくしてホール近辺で物販の販売、募金、及びチラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれに類する行為を行うこと。
2. ホール近辺に、危険物を持ち込むこと。
3. 利用者がチケットを販売する場合、暴力団その他の反社会的団体ならびにその構成員及び関係者にチケットを販売すること。
4. 暴力団その他の反社会的団体ならびにその構成員及び関係者をホールに入場させること。
5. 運営者指定の場所以外の場所で飲食、喫煙すること。
6. ゴミを投棄するなど、ホール近辺を不衛生な状態にすること。
7. 騒音、振動、異臭を発生するなどホール近辺に迷惑となる行為をすること。また、出演者及び来場者による行動（モッシュ、ダイブ、ジャンプ等）、振動の発生するであろう行為をすること。
8. 壁、床、器具その他ホール、スタジオ及び備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。また、ホール、本建物、付帯設備への釘打ちおよびガムテープ貼りをしてはならない。
9. 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
10. 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発生するなど心身の健康に支障を来す演出、または博打もしくは富くじの販売など社会通年を逸脱する企画を行うこと。
11. 自転車、バイク、自動車などをホール近辺に路上駐車すること。
12. 人員数（演者、スタッフ、来場者含め100名）を超える顧客の動員、および重量（100kg/m²）を超える機械設備等の設置。
13. ホール利用者、関係者等がホール利用後に飲酒運転を行うこと。また、ホール利用後に運転を行う者に、飲酒を勧めること。
14. 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体の持ち込みは、基本的に運営者の許可がない限り禁止とする。
15. 所有者および運営者の保有する画像・名称・連絡先などを無断で使用すること。
16. 火器の使用及び調理を無断で行う事。
17. 所有者および運営者がホールの諸設備の維持・管理または保全をするに支障を及ぼす一切の事項。
18. その他、ホール近辺で、第三者に迷惑を及ぼす行為および所有者および運営者が禁止した事項。

第19条（施設管理権）

1. 利用者が前条の定め違反もしくは運営者の担当者・従業員その他関係者の注意に従わない場合、または来場者等が前条の定め違反もしくは運営者の担当者・従業員その他関係者の注意に従わない場合は、所有者及び運営者はこの者をホールから退場させることができる。
2. 利用者は自らの責任で、利用者、利用者関係者等及び来場者等の生命、身体及び財産の安全を守らなければならない。所有者及び運営者は、ホールでの事故、盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
3. 利用者は、前2項の定めについて、利用者関係者等及び来場者等に周知徹底しなければならない。

第20条（付保義務）

利用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者の責任と負担においてイベント保険などの損害保険や、傷害保険等の必要な保険に加入することが望ましい。なお、運営者が特別に損害保険や傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、利用者はその指示に従い、かつ、運営者の求めにより、保険書の写し等を提出しなければならない。

第21条（所有者及び運営者の立入権）

所有者及び運営者は、ホールの維持、保安及び管理等のために利用期間内に、いつでもホールの適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、所有者及び運営者が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。

第22条（サービスの不履行及び不可抗力などによって利用が不可能となった場合の措置）

1. 天災・テロなどの不可抗力、その他所有者及び運営者の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従ってホールを利用できなくなったとき、使用契約は当然に終了する。
2. 前項の場合、利用者は未払いの利用料金の支払いを要せず、運営者は利用者より支払われた利用料金を速やかに利用者に返還する。但し、この場合の催事の中止に伴う損害について、所有者及び運営者は一切補償しない。
3. 第1項の場合、利用者は、所有者及び運営者に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万

- 一、来場者等及びその他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、所有者及び運営者に対して財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
4. ホールの機材・諸設備等の故障等により、利用者及び来場者等の所期の目的が達成されなかった場合であっても、利用料金の返還以上の損失補償はしない。
 5. 技術力やヒューマンエラーによる運営側のサービス提供に不備があり、利用者及び来場者等の所期の目的が達成されなかった場合であっても、利用料金の返還以上の損失補償はしない。

第23条 (利用者の損害賠償責任)

1. 利用者、利用者関係者等、来場者等がホールを利用するに際して、ホール、本建物及び諸施設を汚損または毀損した時は、利用者は、所有者及び運営者に対し、原状回復のための費用その他これによって所有者及び運営者が被った損害を賠償する。
2. 利用期間中に利用者関係者等、来場者等に人身事故その他の損害が生じたときは、利用者は、全て自らの責任と費用にて直接損害を賠償しなければならない。所有者及び運営者は一切の責任を負わない。また、利用者は所有者及び運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置をとり、所有者及び運営者に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけない。
3. 前項の場合、所有者及び運営者が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行った時は、所有者及び運営者は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第24条 (利用開始前及び開始中の契約の解除)

1. 第9条の場合の外、利用者が次の各号のいずれかに該当した時は、所有者及び運営者は利用者に対し、何らかの催告をすることなく直ちに使用契約を解除し、ホールの利用を中止させることができる。この場合、解除の通知を発信した時に使用契約は当然に終了する。
2. 使用契約書及び提出書類等に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
3. 所有者及び運営者が催事の内容について法令又は公序良俗に反すると認められた時。
4. 所有者及び運営者の信用を毀損する行為があった時。
5. 所有者及び運営者が、ホール近辺に迷惑を及ぼす恐れがあると判断した時。
6. 社会的な道徳又は倫理に反する行為があった時。
7. 所有者及び運営者の運営方針に反する行為があった時。
8. 本規約第3条に違反していることが判明した時。
9. 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた時。
10. 自ら振り出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、又は銀行取消処分を受けた時。
11. 営業を廃止し、又は解散した時。
12. 営業停止処分を受け、又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた時。
13. 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの申立をした時。
14. 経営状態が悪化し、使用契約を維持することが著しく困難であると認められた時。
15. 催事内容等により所有者及び運営者、利用者、第三者の間に紛争が生じ、又はその恐れがある場合。
16. 反社会勢力、違法な行為を行う恐れがある団体と関係した時。
17. その他、利用者が使用契約および本規約に定める事項を遵守しない場合、または所有者および運営者が指示した事項に従わない場合。
18. 前項によって使用契約が終了した時、所有者及び運営者は、利用者に対し、受領済みの利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、このほか所有者、運営者等が被った損害の賠償を請求できる。この場合、万一、利用料金の未払いがある時は、利用者は、所有者及び運営者に対し未払い額の全額を契約終了の日から3日以内に支払う。

第25条 (催事終了後の措置)

1. 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用にて利用場所に搬入した利用者の設備・備品を撤収し、ポスター、看板類等を速やかに撤去し、利用場所を清掃して原状に回復し、利用期間満了の時までに同所から退出する。
2. 前項の原状回復作業は全て運営者の監督及び指示に従う。
3. 催事終了後は、退出前に必ず運営者立会いのもと、原状回復状況の確認を行うこと。
4. 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかった時は、利用者時は、運営者に対し、原状回復完了の時までの超過時間につき時間外延長料金を支払い、このほか所有者及び運営者が被った損害を賠償しなければならない。
5. ゴミは利用者が自ら持ち帰らなければならない。
6. 第1項に定める原状回復に問題(隠れた問題も含む)があり、これにより所有者及び運営者、その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
7. 利用者が第1項に定める原状回復を行わない場合、一切の残置物の所有権を放棄したとみなし、所有者及び運営者において残置物の撤去・処分を含む原状回復を行うことができ、利用者はその費用を支払わなければならない。

第26条 (騒音規制等)

利用者は、ホールを利用するにあたり騒音規制に関する法令等及び運営者の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。

第27条 (非常時における対応)

1. 利用者は、ホールの利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法等を事前に確認するとともに、利用者関係者等及び来場者等に対して周知徹底すること。
2. 地震、火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処し、また所有者及び運営者の指示に従わなければならない。

第28条 (提出書類)

運営者が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、運営者が指示する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならない。

第29条 (定めのない事項)

本規約に定めのない事項は、利用者がホールを健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意を持って協議の上円満に解決する。

第30条 (専属管轄合意)

使用契約及び本規約に関する所有者又は運営者と利用者との間の一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第31条 (規約変更)

本規約は予告なく変更する場合があります、その場合には、予約申込みまたは使用契約締結の時期に関わらず、変更後の規約を適用する。